

香川さわやかロード実施要領

第一 全般的事項

(趣旨)

- 1 香川さわやかロードは、道路愛護団体(以下「愛護団体」という。)が自発的意志のもと香川県が管理する道路(以下「県管理道路」という。)を養子として引き取り、一定区間の清掃、緑化等の維持管理を行うものである。県は、市町の協力を得て、これを支援することにより、道路の環境美化だけでなく、道路愛護の精神を高揚し、美しくうるおいのある県土づくりを図るものである。

(実施区間)

- 2 対象となる道路は、県管理道路の実延長100メートル以上の区間(緑化作業については、道路の実延長が100メートル未満の区間のものを含む。)(以下「実施区間」という。)とする。

第二 愛護団体の業務

(愛護団体の認定基準)

- 1 愛護団体の認定を受けることができる者は、実施区間において清掃、緑化作業等のボランティア活動を2年以上継続して行うもので、原則として次のいずれかに該当する団体とする。

- ① 自治会、町内会、商工会等の地域住民団体
- ② 企業又はその従業員の団体
- ③ 児童・生徒の団体その他道路愛護活動を行う団体

なお、小中学生が参加する場合は、小中学生10人ごとに1人以上の成人(保護者又は教育関係者)の監視のもとで清掃作業等を行う。

(代表者)

- 2 愛護団体は、その代表者を定め、代表者は実施区間の存する市町及び土木事務所又は小豆総合事務所(以下それぞれ「市町」、「事務所」という。)との連絡調整を行う。

(活動内容)

- 3 愛護団体は、実施区間において次の作業を行う。
 - ① 歩道、沿道(路肩、法面)又は道路側溝の清掃、除草又は草刈り(作業回数は、年2回以上とする。)
 - ② 道路の緑化作業(草花等の植栽に限る。)
 - ③ その他道路の美化及び維持管理等

(緑化作業)

- 4 愛護団体は、緑化作業に伴い、新たに花壇を作り、フラワーポット等を設置するときは、実施区間の存する土木事務所長又は小豆総合事務所長(以下「所長」という。)と協議し、占

用許可申請を行うものとする。

(ゴミ処理)

- 5 愛護団体は、市町の分別・搬出方法に従って、回収したゴミ等を適正に処理する。

(作業計画書)

- 6 代表者は、毎年3月5日までに、翌年度の香川さわやかロード作業計画書(様式1)を所長へ提出する。

所長は、上記作業計画書を受領した場合は、速やかにその写しを実施区間の存する市町長(以下「市町長」という。)及び県道路課長(以下「道路課長」という。)に送付する。

(作業実績報告書)

- 7 代表者は、毎年4月2日までに、前年度の香川さわやかロード作業実績報告書(様式3)を所長へ速やかに提出する。

所長は、上記作業実績報告書を受領した場合は、速やかにその写しを道路課長に送付する。

(安全の確保)

- 8 活動に係る安全対策等については、愛護団体が責任をもって行い、活動を開始する前に団体の責任者が参加者全員に安全指導を行う。

活動に際しては、安全を第一とし、各団体において安全対策、予防策を適切に実施する。

(事故等の報告)

- 9 愛護団体は、清掃等の作業中に事故等が起こったときは、直ちに所長に連絡するとともに、事故発生報告書(様式4)を速やかに所長へ報告する。

所長は、上記事故発生報告書を受領した場合は、速やかにその写しを道路課長に送付する。

(異常の通報)

- 10 愛護団体は、実施区間内の道路及び道路施設の異常等を発見した場合は所長に通報する。

(支給品・貸与品の取扱い)

- 11 愛護団体は、市町長及び所長からの貸与品については適正な利用・保管に努めるとともに、支給品については適正に利用する。なお、参加者は清掃作業時には事務所から貸与されたベストを着用する。

(変更又は活動廃止の届出)

- 12 愛護団体は、登録した事項に変更が生じたとき、又は活動を廃止したときは、速やかに所長に対し香川さわやかロード届出書(様式5)を提出する。

所長は、上記届出書を受領した場合は、速やかにその写しを道路課長に送付する。

第三 市町の業務

(連絡調整)

- 1 市町長は、愛護団体及び事務所との連絡調整を行う。

(ゴミ袋の支給)

2 市町長は、愛護団体と協議のうえ、ゴミ袋を支給する。

(ゴミの処理)

3 市町長は、愛護団体の回収したゴミについては、原則として家庭から出るゴミ類として回収し、処理する。

第四 事務所の業務

(表示板の設置)

1 所長は愛護団体の希望により、愛護団体の名称等を記載した表示板(様式6)を実施区間内の道路管理上支障のない場所に設置する。

(作業用ベスト等の貸与)

2 所長は愛護団体に対して、清掃作業の警告板及び作業用ベスト、救急用品を貸与する。

(清掃用具等の支給)

3 所長は愛護団体に対して、軍手及びその他作業に必要と認めるものを支給する。

第五 県道路課の業務

(保険費用の負担)

1 道路課長は、愛護団体の清掃作業等参加に伴う傷害保険及び賠償責任保険への加入費用を負担する。

第六 認定及び契約

(愛護団体の認定)

1 県管理道路の愛護団体となることを希望する者は、所長に香川さわやかロード認定申込書(様式7)、作業計画書(様式1)及び構成員名簿(様式2)を提出する。

所長は、受理した認定申込書等を道路課長に進達するとともに、その写しを市町長に送付する。道路課長は、認定申込書等を審査し、適当と認められるときは、愛護団体を認定し、香川さわやかロード認定証を所長に送付する。

(認定証の交付及び契約の締結)

2 所長は、愛護団体に認定証を交付し、愛護団体及び市町長と「香川さわやかロード」に関する契約書(以下「契約書」という。)を締結するとともに、その写しを道路課長に送付する。

(契約の解除)

3 所長は、愛護団体が契約書に規定する義務を果たしていないと認められるとき又は愛護団体としてふさわしくないと認められるときは、市町長の意見を聴いたうえ、認定を取消し、契約を解除できる。

第七 その他

(助言と勧告)

- 1 市町長及び所長は、愛護団体の活動に対して必要な助言、勧告を行うことができる。

附 則

この要領は、平成12年12月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。